

提 案 理 由

議案第42号

養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

理 由

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）が令和8年5月27日に公布され、令和8年4月1日に適用されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は公布の日からである。

【主な改正内容】

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償定額部分の額を改正